

様に助言等した。さらに、7年3月及び5月に、都道府県に設置されている緊急輸送道路ネットワーク協議会等において、事業主体に対して決定方針の内容やその重要性を説明した。

また、同年3月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、事業主体が決定方針を踏まえて重要防災路線等の整備方針を検討するよう促すとともに、緊急輸送道路ネットワーク協議会等を毎年度開催して、その検討結果を報告するよう求めるなどした。

イ 地震時に被災した緊急道路橋の迅速な応急復旧や代替路の設定等を実施できるよう、6年10月に地方整備局等に対して事務連絡を発して、要対策橋りょうの位置、応急用資材の保管場所の位置等の情報を網羅的に把握するための地図等を作成するよう周知徹底するとともに、地方整備局等を通じるなどして地方公共団体に対しても同様に助言等した。

(3) 公営住宅における高額所得者等に対する明渡しの促進等の措置の実施について

(令和5年度決算検査報告393ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)等に基づき、公営住宅の建設等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等を交付している。公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することなどにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として整備されている(以下、公営住宅を整備して管理する地方公共団体を「事業主体」という。)。そして、法によれば、国土交通大臣は、公営住宅の管理等に関し、事業主体に対して報告させ、又は、職員を指定して実地検査させることができるとされている。公営住宅の入居者は、1か月当たりの収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)等で定める基準(以下「入居収入基準」という。)を超えないことなどの条件を具備する者でなければならないとされている。そして、同省は、高額^(注1)所得者、収入超過者^(注2)及び収入未申告者^(注3)(以下、これらを合わせて「高額所得者等」という。)に対する明渡しの促進等の措置を適切に実施するよう事業主体に周知している。また、同省は、高額所得者等に対する明渡請求等の実施状況等について定期的に調査するとともに(以下、この調査を「実態調査」という。)、明渡請求等が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して明渡請求等を適切に実施するよう技術的助言等を行うこととしている。

しかし、事業主体において明渡しの促進等の措置が適切に実施されていないなどの事態、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象から除外するなどして、同省における実態調査及びその結果に基づく技術的助言等が必ずしも十分なものとなっていない事態が見受けられた。

したがって、国土交通大臣に対して令和6年1月に、会計検査院法第36条の規定により、次のとおり改善の処置を要求した。

ア 事業主体に対して、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図ること。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法についても併せて周知すること

イ 明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻すこと。また、技術的助言等を行う基準等について改めて検討することとし、その際には、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき事業主体から報告させることや実地検査を行うことについて検討すること

(注1) 高額所得者 公営住宅に引き続き5年以上入居していて、1か月当たりの収入が最近2年間連続して公営住宅法施行令で定める基準を超える高額の収入のある入居者

(注2) 収入超過者 公営住宅に引き続き3年以上入居していて、入居収入基準を超える収入がある入居者のうち高額所得者以外の者

(注3) 収入未申告者 事業主体が収入の申告を請求したにもかかわらず、応じなかった入居者

2 当局の処置状況

本院は、国土交通本省において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、次のような処置を講じていた。

ア 事業主体に対して6年4月に通知を発するとともに、同年6月に開催した事業主体の担当者を対象とする全国会議において当該通知の内容を説明することにより、明渡しの促進等の措置を適切に実施するようより一層の周知徹底を図った。また、明渡しの促進等の措置を効果的に実施するための手法について、高額所得者として認定してから明渡請求を行うまでの期間等を定めることや、他の公的資金による住宅に収入超過者が入居することができるようにあつせんする際の方針を定めることなどを示した資料を上記の通知に添付して事業主体に周知した。

イ 明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して技術的助言等が確実に行われるよう、5年度以降、収入未申告者に対する措置の実施状況を実態調査の対象に戻した。

一方、国土交通省は、5、6両年度に実施した実態調査において明渡しの促進等の措置を実施していないなどとしていた30事業主体に対して7年5月から6月までの間にヒアリングを実施しており、今後、当該ヒアリングの結果を踏まえて、技術的助言等を行う基準等を策定することとしている。そして、明渡しの促進等の措置が十分に実施されていないと認められる事業主体に対して、技術的助言等に加えて、法の規定に基づき報告させることや実地検査を行うことを検討することとしている。

(4) 公営住宅の除却事業における無断増築物の取扱いについて

(令和5年度決算検査報告401ページ参照)

1 本院が要求した改善の処置

国土交通省は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)等に基づき、公営住宅の建設、除却等の事業を実施する地方公共団体に対して、社会資本整備総合交付金等(以下「交付金等」という。)を交付している。そして、公営住宅等整備事業対象要綱等によれば、既設の公営住宅を除却してこれに代わる新たな公営住宅を建設するなどの場合には、公営住宅の除却に係る事業(以下「除却事業」という。)を交付金等の交付対象とすることができるとされている。また、同法によれば、公営住宅の入居者は、公営住宅を整備して管理する地方公共団体(以下